

役員等報酬規程

社会福祉法人 フレンド

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人フレンド（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い、発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、勤務状態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、業務実績に応じて、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、給与規定を準用する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

2 職務のため出張したときは、旅費規程に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員等の報酬等の支給については、給与規定を準用する。

2 非常勤役員等の報酬等の算定方法は、当該会議に出席した都度及び職務で出張した時に支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、評議員会の議決によって行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

1 平成18年8月31日施行の「役員等費用弁償規程」は廃止する。

2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

(1) 評議員 (交通費を含む)

評議員会に出席	日額6,000円、半日額3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額6,000円、半日額3,000円

(2) 理事 (交通費を含む)

理事会等の会議に出席	日額6,000円、半日額3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額6,000円、半日額3,000円

(3) 監事 (交通費を含む)

監事監査等に出席	日額6,000円、半日額3,000円
理事会、評議員会等に出席	日額6,000円、半日額3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額6,000円、半日額3,000円